

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 授与に係る審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている。
- 全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す。

### 【主な基準】(1、2及び3を満たすこと)

#### 1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能(①又は②のいずれかに該当すること)。

① 学校(学校教育法第1条に規定する学校)又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの)  
【概ね3年以上】

(例)・企業等における英語等による勤務経験  
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験  
・外国にある教育施設における勤務経験  
・大学における助教、助手、講師経験 等

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見(推薦状や志願理由書により確認)

#### 2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されることを確認する。

#### 3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

### 【その他】

- (1) 各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うこと。
- (2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。
- (3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。
- (4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること(2割を超えて配置する者は、3年以上の